

議案第1号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成25年3月13日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中「図書館」の次に「及び埋蔵文化財センター」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

2 改正の経緯及び必要性

埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財の調査研究及び適切な保存・管理並びにその活用を図り、教育、学術及び文化の発展に資することを目的として設置された。

普天間飛行場基地内調査や海軍病院建設予定地内調査等の基地関連事業に加え、首里高校校舎改築に伴う発掘調査などの緊急を要する事業など、業務量が増加している。

業務量増加に伴い、平成25年度から同センターに副参事を配置し、組織体制を強化するため規則の一部改正が必要となる。

3 改正案の概要

(1) 第11条中「図書館」の次に「及び埋蔵文化財センター」を加える。

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条
- (2) 教育機関設置条例第5条、第6条

5 関係各課との調整状況

(1) 総務私学課、文化財課、埋蔵文化財センターと調整済み。

6 添付資料

(1) 新旧対照表

新旧対照表

○沖縄県立教育機関組織規則

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>沖縄県立教育機関組織規則</p> <p>沖縄県立教育機関組織規則 第1条から第3条まで省略</p> <p>(埋蔵文化財センター)</p> <p>第4条 沖縄県立埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）第4条に、次の班を置く。</p> <p>総務班 調査班</p> <p>2 埋蔵文化財センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務班</p> <p>(1) 予算、決算その他会計事務に関すること。 (2) 公印の管守に関すること。 (3) 施設設備の管理に関すること。 (4) 職員の服務及び福利厚生に関すること。 (5) 発掘調査に要する嘱託員、作業員の雇用に関すること。 (6) 他班の所掌に属さない事務に関すること。</p> <p>調査班</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。 (2) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び活用に関すること。 (3) 埋蔵文化財に関する情報処理に関すること。 (4) 埋蔵文化財に関する展示、広報及び講演会等に関すること。 (5) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の貸出し及び利用に関すること。 (6) 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること。 (7) 史跡整備に関すること。</p> <p>(職制等)</p> | <p>沖縄県立教育機関組織規則</p> <p>沖縄県立教育機関組織規則 第1条から第3条まで省略</p> <p>(埋蔵文化財センター)</p> <p>第4条 沖縄県立埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）第4条に、次の班を置く。</p> <p>総務班 調査班</p> <p>2 埋蔵文化財センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務班</p> <p>(1) 予算、決算その他会計事務に関すること。 (2) 公印の管守に関すること。 (3) 施設設備の管理に関すること。 (4) 職員の服務及び福利厚生に関すること。 (5) 発掘調査に要する嘱託員、作業員の雇用に関すること。 (6) 他班の所掌に属さない事務に関すること。</p> <p>調査班</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。 (2) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び活用に関すること。 (3) 埋蔵文化財に関する情報処理に関すること。 (4) 埋蔵文化財に関する展示、広報及び講演会等に関すること。 (5) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の貸出し及び利用に関すること。 (6) 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること。 (7) 史跡整備に関すること。</p> <p>(職制等)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>第5条 総合教育センター、図書館及び埋蔵文化財センター（以下「教育機関」という。）に、所長又は館長（以下「所長等」という。）を置く。 2 所長等は、上司の命を受け、当該教育機関が所掌する事務を掌理する。</p> <p>第6条から第10条まで省略</p> <p>第11条 図書館及び埋蔵文化財センターに、特に必要があるときは、副参事を置くことができる。 2 副参事は、上司の命を受け、特定重要事項を処理する。</p> <p>以下略</p> | <p>第5条 総合教育センター、図書館及び埋蔵文化財センター（以下「教育機関」という。）に、所長又は館長（以下「所長等」という。）を置く。 2 所長等は、上司の命を受け、当該教育機関が所掌する事務を掌理する。</p> <p>第6条から第10条まで省略</p> <p>第11条 図書館に、特に必要があるときは、副参事を置くことができる。 2 副参事は、上司の命を受け、特定重要事項を処理する。</p> <p>以下略</p> |
|---|--|